

会議録

- 1 附属機関の名称
犬山市防災会議

- 2 開催日時
令和5年2月9日（木） 午後2時00分から午後3時00分まで

- 3 開催場所
市役所 501・502委員会室

- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 別紙出席者名簿参照
 - (2) 執行機関 兼松防災交通課長、吉野防災交通課長補佐、
小木曾・今尾・渡辺防災交通課職員

- 5 議題
 - (1) 犬山市地域防災計画の修正について
 - (2) 災害協定の締結状況について（報告事項）
 - (3) 防災訓練等について（報告事項）
 - (4) ペットの同室避難の運用開始について（報告事項）
 - (5) 防災服の更新について（報告事項）
 - (6) 警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について（報告事項）

- 6 傍聴人の数
0人

7 内容

【開会】

（事務局） それでは、定刻になりましたので、令和4年度第1回犬山市防災会議を始めさせていただきます。私は、本日の進行役を努めます、防災交通課長の兼松と申

します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はご多用中のなか、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、はじめに、本日も出席の皆様につきましては、犬山市防災会議委員をお受けいただき誠にありがとうございます。今年度、新たに委嘱を受けた方については、市長よりお一人お一人に委嘱状をお渡しするのが本意ではありますが、時間の都合上、お席にご用意させていただきました。

何卒、ご了承いただきますようお願いいたします。なお、委員の委嘱期間は令和5年7月31日までとなっております。

それでは、本日の会議に先立ちまして、犬山市防災会議の会長であります原市長からごあいさつを申し上げます。

(市長) 皆さんこんにちは。この度は、防災会議委員をお引き受けいただきまして心から感謝いたします。そして、これから皆様から犬山市の安心・安全のためにご指導いただける、そんな心強いことはありません。これからも更なる市民の皆様の安心・安全に向けご尽力・ご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。この会議は、防災計画の精査とそれを実行する方法を検討することで、この地域の安心・安全を考えていきます。現在、避難行動の在り方が様変わりしつつあり、それに対応していかなければなりません。本日は、様々な協議事項や報告事項を挙げさせていただきますが、一つ一つご相談させていただきながら、実効性のある防災計画、防災会議にしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。また、報告事項にもございますが、ペット同室避難の運用という初めての試みに伴いペット同室避難避難所設営訓練を実施しました。初めてであるが故に、様々な課題が見つかりました。ペット同室避難者と様々な議論を行い、問題提起していただきましたので、訓練をここで終わるのではなく、今後につなげるべく更に訓練を重ねることで課題をクリアしつつ、より良いペット同室避難の在り方を探っていかなければなりません。今後も、様々な避難体系が展開されることが考えられるので、その都度委員の皆様にご協議いただきながら市の防災施策を進めていきたいと思っております。本日の協議事項につきましても、ご審議いただきながら、より良い会議を皆様と作り上げていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

(事務局) 本日の会議は34人の委員数のうち、30名のご出席をいただいております。防災会議条例第4条に基づき、2分の1以上の出席があることから、会議の成立をご報告します。

ではまず、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料は、事前に配布させていただいた資料1～6です。

加えて、本日2点の資料を配布させていただいております。1点目が資料の追加として「【資料4-1】ペット同室避難 避難所設営訓練について」。2点目が配布済み資料の差し替えです。事前配布資料の資料1「犬山市地域防災計画の修正要旨」の次にあります「風水害等災害対策計画 新旧対照表」の9～12ページの差し替えをお願いいたします。

資料不足がございましたら、お知らせください。係員が必要な資料をお持ちいたします。

それではこれより協議事項に入らせていただきます。

これより議事の取り回しにつきましては、会長であります原市長にお願いいたします。

【協議事項】

(1) 犬山市地域防災計画の修正について

(市長) それでは、ただ今から、協議事項に入ります。

なお、本日の議事録の署名を、犬山アマチュア無線防災ボランティアサークル前田委員と犬山市婦人会連絡協議会森岡委員をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

まず、協議事項の(1)「犬山市地域防災計画の修正について」、事務局より説明してください。

(事務局) 協議事項(1)の犬山市地域防災計画の修正についてご説明申し上げます。「地域防災計画 修正要旨 概要版」をご覧ください。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、犬山市防災会議が犬山市の地域に係る防災計画として作成する「犬山市地域防災計画」として、風水害、地震、原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものになります。この地域防災計画の修正は、災害対策基本法第16条にて、市地域防災会議の所掌(しよしょう)事務とされており、同法42条で必要に応じて修正することとされています。

それでは、資料1に明記した、主な修正事項を資料に沿って説明いたします。

防災基本計画の修正を踏まえた修正が3点、水防法等の改正を踏まえた修正が2点、安否不明者の氏名公表についての修正が1点、車中泊避難についての修正が1点、その他の修正が2点となっております。

ここで一カ所こちらの印刷ミスがありますのでこの場で訂正させていただきます。「地域防災計画 修正要旨 概要版」の「2.水防法等の改正を踏まえた修正について」の(1)の市町村長の部分が市長の誤りでした。申し訳ありませんでした。

なお、これらの修正は全て愛知県地域防災計画の修正内容を準用し、市におけ

る措置を追加修正する形をとっています

では、次に資料1「犬山市地域防災計画の修正要旨」をご覧ください。ローマ数字2番の主な修正内容について順に説明していきます。

防災基本計画の修正を踏まえた修正の1点目、消防団員等が参画した防災教育、について修正を行います。

これは、児童生徒等に対する防災教育において、「自助」だけでなく「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めることについて、記載を追加するものです。該当箇所は、風水害等災害対策編、地震災害対策編ともに同様の内容で記載を修正します。

次に、防災基本計画の修正を踏まえた修正の2点目、避難所等における各種対策の修正及び追加を行います。

ここでは、福祉避難所において、医療ケアを必要とする者に対し、人工呼吸器や吸引器等に係る電源確保等の配慮に努める旨を追記し、避難所が備えるべき設備の一例として、「自家発電設備」としていた箇所を「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電機」に修正します。また、市で実施する避難所での炊き出しにて、従来の栄養指導や食生活支援・相談に加え、食物アレルギーを持つ人のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めることについて、追記します。

該当箇所は、風水害等災害対策編、地震災害対策編ともに同様の内容で記載を修正します。

次に防災基本計画の修正を踏まえた修正の3点目、防災関係機関相互の連携について追加を行います。

これは、効率的な救助・救援活動のため、市及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築することで、信頼関係を築き、相互の連携体制の強化を図ることについて、記載を追加するものです。

また、災害時において適切な対応をより迅速に行うことを目的として、各機関が実施する災害対応を時系列でまとめた防災行動計画（タイムライン）を作成し、これを平時から訓練等で活用し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて記載を追加します。

該当箇所は、風水害等災害対策編、地震災害対策編ともに同様の内容で記載を修正します。

続きまして、水防法等の改正を踏まえた修正の1点目、要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市町村長の助言・勧告についての追加を行います。

これは、犬山市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市長による助言・勧告が可能になったこ

とを追加するものです。なお、犬山市において、本項目に該当する施設は15施設となっております。

風水害等災害対策編のみ追加を行います。

続きまして、5ページをご覧ください。

水防法等の改正を踏まえた修正の2点目、要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告についての追加を行います。

これは、先程説明した要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市長への報告が義務化されたことについて記載を追加するものです。

風水害等災害対策編のみ追加を行います。

次に、同じく6ページをご覧ください。

安否不明者の氏名公表について1点、安否不明者等の情報収集について追加を行います。

これは情報収集の対象に安否不明者に加え、昨年度市の運用を整理した「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき氏名公表を実施することについて追加するものです。

該当箇所は、風水害等災害対策編、地震災害対策編ともに同様の内容で記載を修正します。

続きまして、7ページをご覧ください。

車中泊避難について1点、避難所が備えるべき設備の整備について修正を行います。

これは、避難所に、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備をすることとしている従来の記載に加え、感染症対策やプライベート空間の確保を目的に、小中学校のグラウンド等、広場のある避難所では、その広場を車中泊避難スペースとして積極的に活用し、広場の無い避難所については、ハード整備も含めた車中泊避難スペースの確保に努めることについて記載を追加します。

なお、本修正事項に関連するものとして、次年度から、善師野公民館横に多目的広場を整備し、災害時には、車中泊スペースとして活用できるよう運用していく予定です。

該当箇所は、風水害等災害対策編、地震災害対策編ともに同様の内容で記載を修正します。

続きまして、8ページをご覧ください。

その他の修正について1点目、線状降水帯について追加を行います。

令和4年4月28日から、気象台が発表する情報に「線状降水帯の予測情報」が追加されました。それに伴い、市の災害予測における判断材料として「線状降水帯の予測情報」を追加します。

その他の修正について2点目、気象防災アドバイザーについて追加を行います。

これは、市から「緊急安全確保」等の重要な情報を発信する際に、気象情報の専門家である「気象防災アドバイザー」の助言を活用することで、これまで以上に「見逃し」や「空振り」を低減することを目的として追記するものです。以上で、犬山市地域防災計画の修正案について説明を終わります。

(市長) ただ今、説明した内容につきまして、ご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) それでは御意見が出尽くしたようですので、お諮りいたします。犬山市防災計画の修正案をお認めいただくこととして御異議ございませんでしょうか。

(委員) 異議なし

(市長) 異議なしと認め、当会議としてこの修正案を承認することとします。以上をもちまして、本日の協議事項を終了させていただきます。

【報告事項】

(市長) つづきまして、報告事項（１）災害協定の締結状況について、事務局より報告してください。

(事務局) 災害協定の締結状況について説明します。資料２をご覧ください。現在、犬山市では全部で１０１の災害協定を結んでおり、昨年度の報告時から４つの協定を新たに締結しています。新たに締結した協定内容について、順に説明していきます。

令和４年４月１４日に、犬山国際ユースホテルと「災害時における施設等の斡旋に関する協定」を締結しました。

これは、災害発生時に、市が指定している避難施設では対応しきれないと判断した場合に、犬山国際ユースホテルの敷地及び施設を避難場所として斡旋することができる内容となっています。本協定では、観光客など帰宅困難者の避難も想定し、避難者の移送に関する内容も組み込んでいます。

令和４年４月２０日に、株式会社犬山動物総合医療センター・中北薬品株式会社と「災害時における動物救護活動に関する協定」を三者協定で締結しました。これは、災害により被災した動物の応急手当や保護、診療施設への受け入れから一時預かりなど、犬、猫等の家庭動物を対象として行う、動物救護活動の相

互協力に関する内容となっています。

令和4年5月13日に、西日本電信電話株式会社と「災害時における相互連携に関する協定」を締結しました。

これは、災害時に大規模な通信障害が生じた際に、連携して迅速な災害復旧を目的として締結しています。

令和4年10月25日に、株式会社DSAと「無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定」を締結しました。

これは、市民サービスの向上及び地域の活性化を目的として、無人航空機、いわゆるドローンを活用した活動の連携・協力を図る協定となっています。

具体的には、ドローンによる災害情報の収集や、輸送物資の運搬、その他、市のドローン教育にもご協力いただく内容となっています。

以上で、災害協定の締結状況についての報告を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(松浦委員) 101番の無人航空機の協定について説明の中で活動の連携ということと物資の運搬のあったかと思いますが、最近はかなり現実的な手法というレベルまできているのでしょうか。

(事務局) ドローン技術も進歩してきており、何十kgのものは難しいが、川の対岸などの目に見える範囲であれば荷物の受け渡しができるという話もあったため、協定内容に物資の運搬について組み込みました。今後も時間が経つにつれ、技術が進歩していくため、運搬できる荷物の重量が上がっていくという話もありましたが、現段階では10kg程度のものを想定しています。

(松浦委員) ありがとうございます。よくニュースで社会実験的な運用というのはよく見るが、災害時という特殊な状況において、現実的な技術・手段になってきたと理解できました。

(市長) 他に、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にないようですので、次の報告に移ります
つづきまして、報告事項(2)防災訓練について、事務局より報告してください。

(事務局) 防災訓練等の実施について、ご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

1番、令和5年度犬山市総合防災訓練の計画案について、令和5年9月10日(日)午前中に、城東中学校を会場として実施します。現段階の主な内容として、①自主防災組織の活性化 ②避難所運営委員会の設置の足掛かりとなる取組 ③防災知識の啓発を予定しています。

概要・方針としては、今後激甚化する災害に向け、地域住民での助け合い「共助」が非常に重要になってきます。その共助の基盤となる「自主防災組織」の拡大及び活性化を目的として実施します。

また、訓練の事前に地域に入り、普及啓発を行います。訓練の趣旨を理解していただき、最終的には、災害時に、地域の中で中心となって避難所運営を行っていく「避難所運営委員会」の設置を図ります。

城東中学校での実施においても、例年通り、参加市民に向けて啓発ブースを設ける予定ですので、各企業・団体の皆様においても、またブース出展という形でご協力をお願いします。訓練が近づきましたら、改めて依頼させていただきます。

続きまして、次ページの2番、土砂災害に強い地域づくり活動の計画案について令和5年6月11日(日)に栗栖地区を対象に、土砂災害による緊急避難を想定した避難訓練を実施予定です。

概要・方針としては、栗栖地区は土砂災害の危険のある山と木曾川に挟まれており、孤立する可能性があります。

その中で、地区住民一人一人が避難先や方法を確認することで、緊急時の「命を守る行動」への普及啓発を目的としています。

続きまして、今年度に行いました、総合防災訓練等の結果を報告させていただきます。

「令和4年度犬山市総合防災訓練の結果報告」をご覧ください。

令和4年9月11日(日)に実施、町内会や来賓を含め、約643名の参加がありました。当日は、楽田コミュニティを中心に、資機材取り扱い訓練を実施し、避難所運営の中心となる団体の共通認識をもつことができました。

続きまして、「土砂災害に強い地域づくり活動の結果報告」をご覧ください。

令和4年6月12日(日)に、入鹿地区の市民を対象に、一人ひとりが自分の状況に合わせた「マイ・ハザードマップ」の作成を行いました。

同時に災害時のトイレや発電機の資機材取り扱い訓練も行いました。

これにより、有事の際の的確な避難行動に繋がり、防災意識の向上を図ることができました。

以上で、防災訓練等の実施についての報告を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、次の報告に移ります。
つづきまして、報告事項(3) ペットの同室避難の運用開始について、事務局より報告してください。

(事務局) ペット同室避難運用開始について、ご説明申し上げます。
資料4をご覧ください。

3番、ペットの同室避難開始について

令和4年12月1日より、市内の33か所の指定避難所のうち

- ・犬山市民交流センター(フロイデ)
- ・犬山市体育センター(勤労青少年ホーム)
- ・楽田ふれあいセンター

の3か所をペット同伴可能な避難所に位置づけ、避難時の室内へのペット受け入れを可能としました。

2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震において、ペットが居るから避難所に避難しなかったり、ペットを自宅に残し飼い主は避難したがペットの様子を見に自宅に帰った際に津波や余震にあい被災してしまった事例がいくつかあったことから、ペットが原因による被災を無くすために運用を開始しました。

従来、避難所までペットを連れて避難することは可能でしたが、飼い主は屋内に避難、ペットは屋外等で飼育と、生活区域が異なり一緒に過ごすことはできませんでしたが、避難所内にペット同室避難専用の部屋を設定し、飼い主とペットと一緒に過ごしていただけるようになりました。ただし、ペットをケージ等に入れて、他の利用者へ配慮して過ごしていただきます。詳しくは添付の周知チラシをご参照ください。

続いて、本日追加で配布しました資料4-1をご覧ください。

ペット同室避難 避難所設営訓練の結果報告です。

ペット同室避難の運用開始に伴い、避難所開設時の一連の業務を把握するとともに、問題点や課題を整理することを目的にした、「ペット同室避難 避難所設営訓練」を1月31日に楽田ふれあいセンターで実施しました。

今回の訓練は、楽田地区コミュニティ推進協議会、犬山動物総合医療センター、あいち防災リーダー会犬山の各団体の皆様にご参加をいただき、また、参加者が飼われている犬3匹、猫2匹、アヒル1羽のペットを実際に施設内に入れ、

避難所での受付、同室避難スペースの設営、片付けの流れを確認しました。
また、振り返りでは、参加者全員から訓練の感想や課題を発表していただきました。主な意見として、「部屋が狭かった」「ペットのストレスや鳴き声の対策が必要」などの意見があり、今後対策を検討していきます。

また、来年度以降、ペット避難についても継続的に訓練を実施するほか、ペットに関する備蓄や、しつけなどの日頃からの準備についてペット飼育者に対して啓発にも力を入れて行ってまいります。

以上で、ペット同室避難運用開始についての報告を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、次の報告に移ります。
つづきまして、報告事項(4)防災服の更新について、事務局より報告してください。

(事務局) 防災服の更新について、ご説明申し上げます。

資料5をご覧ください。

4番、防災服の更新について災害対応時に着用するために市職員に防災服が貸与されていますが、この防災服は配布の年代により型や色が異なっており、統一されていませんでした。

そのような中、令和2年に若手職員による提案企画で、防災服と作業着の統一という提案があり、また、市議会議員からも防災服の活用についての意見があったことから、デザイン等について職員アンケートを実施し、令和4年9月に防災服の更新を行いました。

災害対応時のほか、防災訓練や市の行事等で着用し、市職員が一目でわかるようなデザインとなっております。

以上で、防災服の更新についての報告を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、次の報告に移ります。

つづきまして、報告事項（５）警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について、事務局より報告してください。

（事務局） 警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について説明します。
資料6をご覧ください。

資料下の表に示したとおり、本年度に豪雨や台風に見舞われ、災害対策本部を開設した件数は4件ありました。

全国的には大きな被害を受ける地域はあったものの、幸いにも犬山市においては、土砂災害や河川氾濫など、人命に関わるような大きな被害はありませんでした。

警報数としては、

浸水害に対する大雨警報が 3回

土砂災害に対する大雨警報が 1回

河川氾濫の危険が迫ってきている時に発表される洪水警報が 2回

台風接近に伴う暴風警報が 1回

となっています。

避難情報については、最後の暴風警報発表時に、避難に時間のかかる高齢者や障がい者の方などを対象として、「高齢者等避難」を発令しました。その際には市内19箇所の避難所を開設し、最終的には11世帯14名の方が避難しました。山間部の多い犬山市には、土砂災害の大雨警報が、毎年多く発表されていましたが、今年度の発表が1回となっています。これは、今年度から、発表基準値が、警報が出にくくなる方向に引き上げられたため、昨年度と比較して警報の発表頻度が減少したと考えられます。ただし、逆に浸水害大雨警報の回数は昨年度より増えているため、今年度は、長時間継続的に降る雨よりも、突発的な豪雨による災害が多い年となりました。これは、地球温暖化が要因の一つとされているので、年々、このような災害が増えていくことが懸念され、注意が必要です。こういった要因から、災害による大きな被害が、毎年のように全国各地で発生しているため、被災地の事例などから、新たな対応すべき点を検証し、各課における対策の再確認を行い、気を緩めず準備を進めたいと考えております。

これで、資料6の説明を終わらせていただきます。

（市長） ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、これで報告を終了させていただきます。
以上で、全ての協議・報告が終了いたしました。
その他、防災全般に関するご意見・ご質問や、各団体からのお知らせなどありましたら、この場でご発言をお願いします。

～特になし～

(事務局) 円滑な進行に、ご協力いただき、ありがとうございました。
それでは、長時間に渡り、熱心にご協議いただき、誠にありがとうございました。

今後も引き続き、市の防災行政について、ご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変お疲れ様でした。

お帰りの際は、交通事故にお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

令和 5 年 3 月 27 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) 前田 伸也

(署名) 森岡 万朱衣